



栃木県公報

平成23年
12月9日(金)
第2333号

目次

告示

- 専修学校の設置認可..... 893
- 県営土地改良事業計画の決定..... 893
- 道路の区域の変更..... 894
- 道路の供用開始..... 894

公告

- 土地改良区役員の退就任..... 894
- 公共測量の実施..... 895
- 同..... 896
- 栃木県収入証紙売りさばき場所の変更..... 896

公安委員会

- 栃木県公安委員会苦情処理規程の一部改正..... 896

告示

栃木県告示第597号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条第1項の規定により、平成23年11月28日付けで、次のとおり専修学校の設置を認可した。

平成23年12月9日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	設置者	課程別	修業年限	定員
那須看護専門学校	那須塩原市前弥六54番地1	社会医療法人博愛会	専門課程	3年	120人

(文書学事課)

栃木県告示第598号

次の事業の土地改良事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条第5項の規定により、土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第87条第6項の規定により、所轄農業振興事務所を經由して、栃木県知事に申し立てることができる。

平成23年12月9日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	異議申立期限	所轄農業振興事務所
県営那須北（成沢・追田原）地区土地改良（農業用道路）事業	平成23年12月12日から 平成24年1月16日まで	平成24年1月31日	那須農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第599号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年12月9日から平成24年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 今市氏家線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
66	前	さくら市馬場字東2417から さくら市馬場字大明内2196まで	6.5 ~ 12.5	93.5	
	後	さくら市馬場字東2417から さくら市馬場字大明内2196まで	11.0 ~ 14.0	93.5	

栃木県告示第600号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年12月9日から平成24年1月10日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
	一般国道121号	真岡市清水1317から 芳賀郡益子町大字塙744まで	平成23年12月9日
66	主要地方道 今市氏家線	さくら市馬場字東2417から さくら市馬場字大明内2196まで	平成23年12月9日
80	一般県道 黒田市塙真岡線	芳賀郡益子町大字塙2481-14から 芳賀郡益子町大字塙3700-1まで	平成23年12月9日
80	一般県道 黒田市塙真岡線	真岡市清水69-7から 真岡市清水1317まで	平成23年12月9日
152	主要地方道 川俣温泉川治線	日光市上栗山字今原719-1から 日光市黒部字向ノ原55-1まで	平成23年12月10日 正午
255	一般県道 塙上根線	芳賀郡益子町大字塙2493-4から 芳賀郡益子町大字七井3975-1まで	平成23年12月9日

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年12月9日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
大 美 間 土地改良区	理 事	新村 泰司		栃木市大平町横堀1226	23.11.15	
	〃	大豆生田忠夫		〃 〃 川連572	〃	
	〃	佐山 武美		〃 〃 土与391	〃	
	〃	大島 一郎		〃 〃 蔵井1074	〃	
	〃	大和田 功		〃 〃 真弓1464	〃	
	〃	稲田 邦雄		〃 〃 〃 385- 1	〃	
	〃	石崎 義夫		〃 〃 下高島539	〃	
	〃	中村 利男		〃 〃 榎本725	〃	
	〃	小川 享一		小山市大字南小林478	〃	
	〃	神山 健司		〃 〃 26	〃	
	〃	毛塚 博行		〃 大字生駒638	〃	
	〃	島田 耕一		〃 大字下泉412- 1	〃	
	〃	松本 弘之		〃 大字上泉238- 1	〃	
	〃	大久保俊男	大久保俊男	〃 大字押切39	〃	23.11.16
	〃		早見 秀男	栃木市大平町牛久329		〃
	〃		山田 重徳	〃 〃 川連394		〃
	〃		戸田 良知	〃 〃 土与171		〃
	〃		尾上 光男	〃 〃 蔵井462- 1		〃
	〃		田中 一米	〃 〃 真弓693- 1		〃
	〃		仁戸部照夫	〃 〃 下高島513		〃
	〃		生澤 渉	〃 〃 上高島309		〃
	〃		吉澤 一嘉	〃 〃 榎本651		〃
	〃		小川 昌吉	小山市大字南小林551- 2		〃
	〃		湯本 幸司	〃 大字大川島561		〃
	〃		柏崎 敏弘	〃 大字下泉443		〃
	〃		大久保矩男	〃 大字上泉852		〃
	監 事	塩田 光治		栃木市大平町牛久60- 1	23.11.15	
	〃	天谷 幸男		〃 〃 上高島563	〃	
	〃	大嶋 貞一		小山市大字大川島606	〃	
	〃		新村 泰司	栃木市大平町横堀1226		23.11.16
〃		大橋 清	〃 〃 真弓1274		〃	
〃		神山 健司	小山市大字南小林26- 1		〃	

(農地整備課)

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、茂木町長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成23年12月9日

栃木県知事 福田 富 一

- 公共測量（固定資産現況調査）
- 2 作業地域
芳賀郡茂木町全域
- 3 作業期間
平成23年12月1日から平成24年3月23日まで

○公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、真岡市長から公共測量を実施する旨通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成23年12月9日

栃木県知事 福田 富一

- 1 作業種類
公共測量（固定資産現況調査）
- 2 作業地域
真岡市全域
- 3 作業期間
平成23年12月1日から平成24年3月26日まで

（監理課）

○栃木県収入証紙売りさばき場所の変更

栃木県収入証紙条例（昭和25年栃木県条例第46号）第10条の規定により、栃木県収入証紙売りさばき場所の変更について、次のとおり届出があったので、同条例第14条の規定により公告する。

平成23年12月9日

栃木県知事 福田 富一

変更年月日	変更後の売りさばき場所	変更前の売りさばき場所	氏名又は名称
平成23年 11月21日	佐野市浅沼町798 佐野市東仮庁舎佐野総合窓口課	佐野市高砂町1 佐野市本庁舎佐野総合窓口課	佐野市

（会計局会計課）

公 安 委 員 会

栃木県公安委員会規程第四号

栃木県公安委員会苦情処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十三年十二月九日

栃木県公安委員会委員長 小林 一成

栃木県公安委員会苦情処理規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会苦情処理規程（平成十三年栃木県公安委員会規程第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

公安委員会は、苦情の申出が法第七十九条第一項に規定するもの以外のものであるときは、当該苦情の申出が同条第二項各号又は次のいずれかに該当する場合を除き、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。